



広報

# おみい友

No.311

2024.5

## さくら満開

泉谷 枝垂桜



インスタ始めました



KAMITA\_TOWN

お問い合わせフォーム



藍マルシェ開催!! 藍の中心で愛を叫ぼう同日開催 3

結婚・出産・育児応援! 育ち支援制度 4~5

簡単チェック! 認知症ケアパス 15~18

※抜き取ってご使用いただけます!

# 上板柔友会全国大会へ！



令和6年3月21日(木)に全国大会出場を決めた上板柔友会が町長を表敬訪問しました。

上板柔友会は、令和6年2月25日(日)、鳴門大塚スポーツパーク・ソイジョイ武道館において開催された徳島県春季少年柔道大会の団体戦にて2年ぶり3度目の優勝をはたし、全国大会への切符を獲得しました。

「徳島県、上板町の代表として精一杯頑張ってきたと思います。」と力強い意気込みの言葉をいただき、町長より激励の言葉を送りました。

全国少年柔道大会は5月5日(祝・日)に東京都・講道館において開催されます。

皆さまのご声援をよろしくお願いいたします。



【団体選】		試合結果	
2回戦	上板柔友会 4 - 1	加茂名柔道三河道場	
準決勝	上板柔友会 3 - 2	板野町柔道教室	
決勝	上板柔友会 3 - 2	美馬少年柔道教室	
先鋒	吉岡依	合技	○ 平田仁
次鋒	六車	○ 合技	平田翔
中堅	松尾	技あり	○ 小泉
副将	吉岡龍	○ 反則勝	正木
大将	佐野	○ 合技	篠原

● お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

## 上板町有線テレビ株式会社と 防災に関する包括的連携協定を締結しました



松田町長(左)と山崎篤史代表取締役(右)

本協定は、住民の安全・安心の確保に寄与するための取り組みを相互に連携し協力することを目的としています。

今後、役場庁舎に情報インフラ設備の提供を受け、庁舎の通信設備を冗長化します。これにより、住民皆さまへの情報発信の強化及び安定化が図られます。

協定締結日：令和6年3月28日

協定締結場所：上板町役場応接室

● お問い合わせ ● 上板町役場 企画防災課 ☎088-694-6824

# 藍マルシェ 開催します!!

令和6年 6月2日(日) 10時~15時 ※小雨決行

「藍マルシェ」を開催します。

技の館開催 (板野郡上板町泉谷字原東32番地4)

ハンドメイド作家さんのこだわりの可愛い&おしゃれな作品がたくさん出店予定。  
ワークショップも多数開催します。  
キッチンカーもたくさんやってきます! 今回も、物販&飲食で合わせて約60店舗が出店します。  
欲しいモノがきっと見つかるはず!



他に、小さなお子様でも遊べる「子ども広場」も開催!  
フリマ・射的・的あてなど小さなお子様でも楽しめる広場になっています。

また、藍マルシェ恒例のお菓子投げも開催します!  
13:30~ (参加無料、お菓子投げはお子様のみの)  
お菓子を入れる袋は、ご持参ください。

家族みんなで楽しめるマルシェに  
なっているので、是非遊びにきてね!



今回は、「藍の中心で愛を叫ぼう! In 藍マルシェ」も同時開催!  
【11:22~、参加無料】

中央の藍ステージで、愛する人に愛を叫びませんか?  
(奥さまへの愛、旦那さま、プロポーズ、友達、ペットetc  
愛があればどなたでも参加OK)  
参加をご希望の方は、技の館にTELで申込んで下さい。

## お問い合わせ

技の館 / (一社)ジャパングループ上板  
(〒771-1310 徳島県板野郡上板町泉谷字原東32番地4)  
☎088-637-6555 FAX088-637-6554



← 詳細は、技の館HPをご確認ください。



← 出店店舗は、藍マルシェインスタでUPしていきます。詳しいお店情報は、インスタをチェックしてください!

## 5月のこども食堂開催のお知らせ

5月12日(日)10時~14時に上板なかよしこども食堂を開催します。  
今回の開催場所は、技の館です。(住所:板野郡上板町泉谷字原東32-4)  
こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれもが仲良く楽しく集い、安心して暮らせる町づくりを目的として活動しています。  
食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。  
今月は、公式輪投げ教室を同時開催いたします。  
こどもから大人までどなたでも参加できます。  
どうぞお越しください。  
参加をご希望の方は、下記の技の館まで電話で事前申込をお願い致します。

こども 無料  
大人 300円



● こども食堂申込電話 ● ☎088-637-6555

## 新生児に「お食い初めセット」をプレゼントしています！

上板町では令和3年度から、当町に住民登録をされた新生児を対象に、県産木材を使用し県内の木工職人が製作した「お食い初めセット」を、誕生祝いとして、産業課職員が対象のご家庭にお届けしています。

「お食い初めセット」の内訳は、ベビースプーン1個・食べさせ用スプーン1個・ベビーフォーク1個・飯椀1個・汁椀1個・平皿1個・小鉢1個・高坏1個です。

食べさせ用スプーンにはお名前と生年月日が、飯椀・汁椀・平皿・小鉢・高坏には当町観光イメージキャラクター「かきじい」を刻印しています。

お食い初めの時だけに限らず、普段のお食事の時にもお使いいただければ幸いに存じます。



※こちらの「お食い初めセット」は、森林の保全整備や木材の利用促進のために市町村に交付される森林環境譲与税を活用してつくられています。

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806

## 子どもはぐくみ医療費助成制度について

18歳に達する年度末まで、保険適用内の医療費にかかる自己負担分を助成する制度です。

0歳～中学校修了の期間までの通院と入院については、自己負担0円です。

(通院にかかる600円の自己負担分は、町より助成されます。)

中学校修了～18歳に達する年度末の期間の通院については、医療機関(診療料)ごとに月額600円までの自己負担が必要です。



● お問い合わせ ●

上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

# 結婚新生活支援事業 最大 60万円

婚姻時年齢30歳以上の  
場合最大30万円



令和6年度中(R6.4.1~R7.3.31)に結婚した世帯に対し、居住費などを補助

## ●対象となる費用



住宅購入費  
(新築・中古)



リフォーム費  
(業者が行うもの)



家賃・敷金・礼金・共益費  
(駐車場代は対象外)



引越費  
(業者が行うもの)

※対象となる費用は  
令和6年度中に発生  
したものになります

## ●申請できる方

- ・婚姻時夫婦ともに39歳以下
- ・世帯所得500万円未満(世帯合算)
- ・5年以上継続して上板町に居住する意思がある

## ●申請時に必要なもの

- ・婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- ・住民票(写し)
- ・所得がわかるもの(所得課税証明等)
- ・契約書、領収書(写し)

※令和5年度に交付を受けた方で、上限額に達しなかった場合は、令和6年度に補助上限額から既に交付を受けた金額を差引いた金額を請求できます

※申請される場合は、必ず事前にご相談ください

## ●お問い合わせ●

上板町役場 企画防災課  
☎088-694-6824



# 出産祝金制度

出産祝金は、保護者の経済的負担の軽減と時代を担う子どもの健やかな育成を図るために交付する制度です。



## 要件

- ・出生児及び父又は母が住民基本台帳に登録されていること
- ・1年以上町内に居住することを誓約
- ・町税の滞納が無いこと

## 交付金額

- 第1子 3万円
- 第2子 5万円
- 第3子 10万円
- 第4子以降 20万円

## <申請手続き>

上板町出産祝金交付申請書に「誓約書」を添えて、出生届提出日から6か月以内に住民人権課に提出。

## <申請に必要なもの>

印鑑、振込先が確認できる申請者名義の通帳など

● お問い合わせ ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

# 上板町出産祝い 育児用品等支援事業

上板町民の出産を祝福し、次代を担う子ども達のために育児用品の配布事業を行っています。

内容と致しましては、紙おむつ、おしりふき等の育児用品の消耗品を主にセットにして配布しています。

## ● お問い合わせ ●

上板町役場 健康推進課  
☎088-694-6810



# 上板町子ども若者家庭支援室

上板町では「上板町子ども家庭総合支援室」と「上板町子ども・若者相談支援室『あい』」と、「青少年育成室」の3つの機能を集結し、令和6年4月1日から、上板町役場の保健相談センター内に「上板町子ども若者家庭支援室」を開設いたしました。

支援室では、0歳～18歳までの子どもと子どもを養育する家庭及び妊産婦に対して、子どもの適切な養育や健やかな成長を図るために、子どもや子育てに関することや、虐待、ニート、引きこもり、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者（概ね39歳まで）に関するお悩みや、青少年に関する相談などに応じ切れ目のない適切な支援に繋がっていきます。

困った時、誰かに話したいとき、一人で抱え込まずにお気軽にご相談ください。

**場 所** 上板町保健相談センター内（上板町役場西側）

**相談日時** 毎週月曜日から金曜日（祝日、年末年始は除く）

午前8時30分から午後5時まで

**相談方法** 来所相談… ゆっくり相談されたい場合は事前にお電話でご予約をお願いします。

電話相談… 電話番号：上板町子ども若者家庭支援室 ☎088-637-6006

上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811



● お問い合わせ ● 上板町役場 教育委員会 ☎088-694-6814

## 5月5日～11日はこどもまんなか児童福祉週間です

5月は徳島県児童福祉月間です。

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。すべての子どもと子育てを大切に作る環境づくりに取り組みましょう。



今年の標語は「すきなこと どんどんふやして おおきなあれ」

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

## 令和5年度価格高騰重点支援こども加算給付金のご案内

「令和5年度価格高騰重点支援追加給付金」または「令和5年度価格高騰重点支援均等割のみ給付金」を受給された世帯で、18歳以下の児童を扶養されている世帯の世帯主の方に、児童1人につき5万円を支給します。

### ○支給対象者

次のいずれかに当てはまる世帯の世帯主

- ①上板町重点支援地方交付金低所得世帯支援事業（令和5年度価格高騰重点支援追加給付金）を受給した世帯で、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において18歳以下の児童が属する世帯の世帯主
- ②上板町重点支援地方交付金低所得世帯支援事業（令和5年度価格高騰重点支援均等割のみ給付金）を受給した世帯で、基準日において18歳以下の児童が属する世帯の世帯主

対象となる方には順次ご案内致しますが、下記の場合は申請が必要です。

- ・①または②の対象となった世帯で、令和5年12月2日から令和6年5月31日までに出生されたお子さんがいる場合
- ・進学等のため、町外に住所があるが、給付金の対象となる世帯と生計を同じくしている児童がいる場合

※既に支給の決定がされている非課税世帯給付金等を受給された児童または他市町村でそれらのこども加算等の算定対象となった児童は対象外です。

### ○申請期限 令和6年6月15日

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

# 「通いの場」を運営する住民団体をサポートします♡



上板町は、介護予防への取組として、65歳以上の高齢者の方が気軽に集える「通いの場」を運営する住民団体の支援を行うため、補助金を交付します。  
社会参加は、フレイル予防にも効果的です。まずは、気軽にご相談ください♪



「通いの場」とは高齢の地域住民同士が気軽に集うことにより、社会的孤立を防止するとともに、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です

新たに何かを立ち上げる必要はありません。現在、地域の高齢者で集っている茶話会や体操、趣味活動等も「通いの場」として登録できます。

## ○補助金対象事業等

補助金の対象となる事業は、集会所等において、地域住民等によって自主的に運営される、身近で高齢者の誰もが自由に参加できる団体に、高齢者等に対する運動、趣味活動等を通じた日中の居場所をつくり、定期的な通いの場を提供する事業で以下の条件のいずれにも該当するもの。

- 1 営利活動、政治活動又は、宗教活動を目的としたものではないこと。
- 2 町内において事業を実施すること。
- 3 事業を6カ月以上継続して実施し、1回当たりの実施時間は概ね2時間以上であること。
- 4 高齢者の平均利用者数が5人以上であること。

**補助金額 60,000円**  
**(最大 5,000円×12ヶ月分)**

※食事代などの実費は対象となりません  
※補助対象経費になるかご不明な場合は、必ず事前にお問い合わせください。なお、補助対象経費にかかる領収書や収支がわかる書類の提出が必要になります。

### 申請方法

申請書や事業計画書、収支予算書を提出していただく必要があります。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

## みんなで健康！フレイル予防♪ いきいきウォーキング開催！

**三光鳥(サンコウチョウ)を  
探しに行きましょう！！**

上板町は、「フレイル予防」について積極的に取り組んでいます！

「フレイル」とは、加齢に伴い筋力や心身の活力が低下した状態で「健康」と「要介護」の中間状態のことをいいます。

当日は、鳴き声と尾羽が美しい三光鳥(サンコウチョウ)を探してウォーキング(解説付)。ウォーキング後は、技の館内のWAZA CAFEでイベント限定の軽食をご用意しています♪

また、徳島健康ポイントプロジェクト「テクとく」のアプリをダウンロードされている方に通常1日80ptのところ、200pt贈呈。

フレイルにならないために、みんなで楽しくウォーキングを楽しみましょう！

■日 時 令和6年5月18日(土) 小雨決行  
受付：午前8時40分～  
開始時間：午前9時(スタート)  
終了時間：午前12時頃(予定)昼食後、自由解散

- 定 員 50名
- 集合場所 技の館 正面玄関前駐車場(上板町泉谷字原東32-4)
- 参加対象 どなたでも参加できます。【参加無料】
- 申込方法 お電話にてお申し込みください。  
【受付期間 5月7日(火)～5月16日(木)】
- 申 込 先 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810
- 持 ち 物 飲み物・タオル・雨具など



### ウォーキングコース

- 初級コース【約3キロ】  
技の館周辺
- 中級コース【約5キロ】  
技の館(スタート) → 和泉寺 →  
アーチダム → 技の館(ゴール)

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810



# 保健師からののお知らせです

## 1 各種集団がん検診について

《検診日時》 令和6年6月20日(木) 8時30分～11時30分(時間予約制)

《検診内容》

項目	検診内容	自己負担金	定員	対象者
胃がん検診	バリウム検査	1,000円	36名	40歳以上
大腸がん検診	便潜血検査2日法	500円		
肺がん検診	胸部X線撮影	無料		

《受付場所》 上板町保健相談センター 1階

《申込み》 受診を希望される方は5月24日(金)までにお申し込み下さい。

保健相談センター・保健師まで (☎088-694-3344) にてお申し込み下さい。

\*申し込まれた方には問診票、大腸容器等を送付します。

\*次回の検診日は10月18日(金)、12月5日(木)の予定です。

## 2 带状疱疹予防接種について

上板町では令和6年4月1日から带状疱疹予防接種の費用の一部を助成しています。

**助成対象者：**接種日において上板町内に住所がある50歳以上の方で任意接種希望者

**接種医療機関：**町内医療機関(井関クリニック、友成医院、野田医院)

**申請方法：**接種の前に上板町保健相談センターにて申請が必要です。

### よくある質問

#### 1. 「带状疱疹は人に感染しますか？」

**回答：**带状疱疹は、体内に潜伏している水痘・带状疱疹ウイルスが原因で発症するため、他の人から带状疱疹としてうつることはありません。ただし、水ぼうそうになったことがない人は、ウイルスの感染で水ぼうそうを発症することがあります。

#### 2. 「带状疱疹にかかったことがありますが生ワクチンを接種することができますか？」

**回答：**带状疱疹にかかったことがある方でも接種可能です。1度带状疱疹になった人でも体の免疫力が低下すると再びなる可能性があります。

#### 3. 「水痘(みずぼうそう)に自然感染した後、带状疱疹になることはありますが、生ワクチンを接種することで带状疱疹になることはありますか？」

**回答：**まれに水痘ワクチンの接種後にワクチン由来の带状疱疹を発症した報告があります。

#### 4. 「带状疱疹ワクチンにはどのような種類がありますか？」

**回答：**1回接種の生ワクチンと2回接種の不活化ワクチンがあります。

#### 5. 「生ワクチンと不活化ワクチンどちらを接種した方がいいですか？」

**回答：**それぞれのワクチンの特徴がありますので、ワクチンの効果や持続期間、副反応について医師に相談してどちらを選ぶのか判断することをおすすめします。

# 令和6年度 上板町 各種健康診査について(予定表)

- 町民の皆様、自分の健康管理やがんの早期発見のために、1年に1回は下記の健(検)診を受けましょう。
- 下記の予定表から、「どこでどの健(検)診を受けるか」計画を立ててお申し込み下さい。
- 1年に2度、同じ内容の健(検)診を受けることのないようご注意ください。

## 1 集団検診 (各種がん検診)

●印が受診できる検診です。全て時間予約制です。

検診日・受付時間	予約開始日(予定)	胃がん	結核・肺がん	大腸がん	特定健診	頸部エコー	乳がん	骨粗鬆症
6月20日(木) 8:30~11:30	予約受付中	●	●	●				
7月11日(木) 13:30~16:00	6/10(月)~					●		
8月31日(土) 9:00~11:30	7/10(水)~						●	●
10月18日(金) 8:30~11:30	8/19(月)~	●	●	●	●			
10月25日(金) 9:00~10:00	8/19(月)~			●				
11月27日(水) 13:30~15:30	10/15(火)~						●	●
12月5日(木) 8:30~11:30	10/15(火)~	●	●	●	●		●	
1月21日(火) 9:00~10:30	12/10(火)~			●		●		
検査方法		胃部エックス線検査	胸部レントゲン検査、喀痰検査(※該当者のみ)	便潜血反応検査(2日法)	身体計測、血液検査、尿検査、医師の診察	頸部超音波検査	マンモグラフィ撮影	骨粗鬆症検査
対象者		40歳以上	40歳以上(喀痰検査は50歳以上)	40歳以上	40歳以上(※受診券が必要です)	20歳以上	40歳以上の女性(2年に1回)	40歳以上の女性
自己負担金		1,000円	無料(喀痰検査は500円)	500円	1,000円	3,300円	1,500円	500円
検診実施場所	上板町保健相談センター							
周知方法	「広報かみいた」、防災無線にて周知・募集します。 (※予約開始日を変更させて頂く場合がありますので、「広報かみいた」をご確認ください。)							
申し込み先	上板町保健相談センター 保健師 (☎088-694-3344)							

## 2 町内巡回結核・肺がん検診 (町内各地を検診車が巡回します。)

検診日	受付時間	検査方法	対象者	自己負担金	実施場所
9月24日(火) 9月26日(木) 10月1日(火) 10月2日(水)	9:00~15:30	胸部レントゲン検査、 喀痰検査 (※該当者のみ)	40歳以上 (喀痰検査は50歳以上)	無料 (喀痰検査は500円)	検診場所については「広報かみいた」9月号、防災無線にてお知らせします。

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

### 3 個別検診（医療機関で実施します。）

#### (1) 町内の契約医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	対象者	自己負担金	検診実施場所
肝炎ウイルス検査	8月1日(木) }	血液検査 (B型C型肝炎 抗体検査)	40歳以上で過去 に一度も検査を受 けていない方	800円	町内契約医療機関 (医院の診療時間内)
前立腺がん検診	12月26日(木)	血液検査 (PSA検査)	50歳以上の男性	500円	

\* 特定健康診査と同時に受けることができます。期間内に直接医院で受けて下さい。

#### (2) 県内の広域医療機関で下記の検診を実施しています。

検診名	検診期間 (医院の診療時間)	検査方法	受診間隔	対象者	自己負担金	検診実施場所
胃がん検診	6月1日(土) } 3月31日(月)	胃内視鏡検診	2年に 1回	50歳以上	4,100円	県内広域医療機関  ※休日・検診時間等につ いては、各医療機 関にお問い合わせ下 さい。
乳がん検診		視触診・マンモ グラフィ撮影		40歳以上 の女性	1,500円	
子宮頸がん検診		子宮頸部 細胞診		20歳以上 の女性	1,200円	

\* 受診を希望される方は、上板町保健相談センター（☎088-694-3344）までお問い合わせください。

\* 問診票等を郵送または保健相談センター窓口にてお渡しします。

#### (3) 特定健康診査

検診期間	検診内容	対象者	自己負担金	検診実施場所
7月1日～ 1月31日	身体計測、血液検査、尿検査、医師の診察	40歳～74歳	1,000円	県内広域医療機関 ※休日・検診時間等については、各 医療機関にお問い合わせ下さい。

\* 各保険者が実施主体です。受けるには、**受診券が必要です。**

\* 国保加入者の受診券配布時期は7月上旬です。受診券が届いたら、早めに受診しましょう。

● お問い合わせ・申し込み先 ● 上板町保健相談センター 保健師 ☎088-694-3344

### 4 一昨日帰り人間ドック

徳島県農村健康管理センター及び徳島県鳴門病院において、一昨日帰り人間ドックを実施します。人間ドックを受けられた方は、上記の検診と重複受診することがないようにして下さい。

### 5 国保人間ドック・脳ドック（申込み期間：令和6年5月31日(金)まで）

国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施しています。人間ドックは、8月～1月実施、定員180人。脳ドックは、8月～1月実施、定員15人（申込みが定員を超えた場合は、抽選）です。上記の検診と重複受診することがないようにして下さい。（申込み先：上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810）

# 5月 保健行事予定表

## I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内容	担当
5/7	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談	保健師・管理栄養士
6/4	13:30~15:00	保健相談センター	個別健康相談・健康教育	保健師・管理栄養士・理学療法士

## II 乳幼児健康診査

### 1. のびのび子育て教室

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/10	9:50~10:00	保健相談センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	令和5年12月22日~令和6年2月24日生

### 2. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/15	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、屈折検査、発達・育児・歯科・栄養相談	令和2年9月1日~令和2年11月30日生

### 3. 2歳児歯科健康診査・フッ素塗布

月日	受付時間	場所	内容	該当者
5/23	※個別通知にて案内します。	保健相談センター	問診、身体測定、歯科診察、フッ素塗布、発達・歯科・育児・栄養相談	令和3年9月1日~令和3年12月31日生

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和6年 5・6月分  
(5/1~6/10まで)

**在 宅 当 番 医**

■ 担当時間 ■

平日18:00~22:00  
休日 9:00~22:00

市外局番は  
(088)です。

5月	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	11(土)	12(日)	13(月)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	18(土)	19(日)	20(月)	21(火)
	あいずみ松本眼科 677-5568	上板整形外科クリニック 637-6600	きたじま田岡病院 698-1234	きたじま田岡病院 698-1234	きたじま田岡病院 698-1234	田根内科 698-0123	井上病院 672-1185	三愛内科 672-0176	みやざき内科診療所 672-6618	新野医院 672-0571	川原眼科 694-8388	新居内科 698-8808	近藤内科医院 672-5630	ファミリークリニックしんの 672-5148	たかた整形外科・せぼねクリニック 698-8689	野田(泰)医院 694-2009	友成医院 694-5515	浦田病院 699-2921	北島こどもクリニック 697-2221	井関クリニック 637-6066	上板整形外科クリニック 637-6600

5月	22(水)	23(木)	24(金)	25(土)	26(日)	27(月)	28(火)	29(水)	30(木)	31(金)
	川原眼科 694-8388	浦田病院 699-2921	芳川病院 699-5355	芳川病院 699-5355	いのもと眼科内科 698-8887	井上医院 699-8070	春藤内科胃腸科 699-3777	かまだ眼科 678-8585	谷口耳鼻咽喉科クリニック 699-2787	みやざき内科診療所 672-6618

6月	1(土)	2(日)	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	8(土)	9(日)	10(月)
	井上医院 699-8070	つかさクリニック 697-2323	有住内科クリニック 698-8655	吉野川病院 698-6111	田根内科 698-0123	いのもと眼科内科 698-8887	北島こどもクリニック 697-2221	春藤内科胃腸科 699-3777	中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213	つかさクリニック 697-2323

担当時間以外  
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認  
 稲次病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認  
 東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

こども  
用

とくしまの小児救急医療体制

各医療機関  
所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の  
受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。  
最新の情報は左記QRコードからご確認ください。  
<https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/2012081600367/>

# 令和6年度 後期高齢者健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施します。「健康診査受診券」が届いた方は、必ず受診しましょう。

## 対象者

※長期入院、施設入所等の方及び令和6年10月以降に後期高齢者医療制度に加入の方は、対象外です。

### 1 申込みをしなくても受診券が届く方

- ①令和5年10月1日から令和6年9月30日までの新規加入者（75歳になった方など）  
※令和6年10月1日以降に後期高齢者医療制度に加入予定の方は、加入前の健康保険の特定健診を受診してください。市町村国保の場合は、受診券の有効期限を確認して、期限内に受診してください。
- ②昭和20年4月生まれの方から昭和23年9月生まれの方
- ③令和5年度に後期高齢者健康診査受診券で健診を受診された方  
※広域連合が受診を確認できた方に限ります。
- ④生活習慣病と診断されていない方  
※生活習慣病とは、生活習慣が発症原因に深く関わっていると考えられる病気で、糖尿病、高血圧性疾患、脂質異常症、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等があります。

### 2 申込みにより受診券が届く方

上記1以外の方で、受診を希望する方

【申込期間】 6月中旬から12月6日まで

【申込先】 上板町 健康推進課窓口 に備付けの健康診査申込書でお申し込みください。

## 受診券送付時期

7月上旬から12月13日まで  
(加入時期や申込時期に応じて送付)

## 受診費用 無料

## 受診期間

「健康診査受診券」を受け取られたときから令和6年12月末まで

## 健診項目

身体計測、血圧測定、血液検査（貧血検査含む）、尿検査、心電図検査、眼底検査  
※市町村国保の特定健診と同じ項目です。  
※眼底検査は、医師の判断により検査が必要な方のみ実施します。  
※がん検診は、上板町保健相談センターへお問い合わせください。

## 予約 受診する医療機関に事前予約が必要

## 持参するもの

健康診査受診券・後期高齢者の質問票（受診券に同封しています）・被保険者証等

## 後期高齢者医療制度健康診査に関するお問い合わせ先

- ・徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 徳島市川内町平石若松78番地1 ☎088-677-3666
- ・上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

# 個人住民税の定額減税

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

## 対象となる方

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

## 減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円  
※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。  
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。  
※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

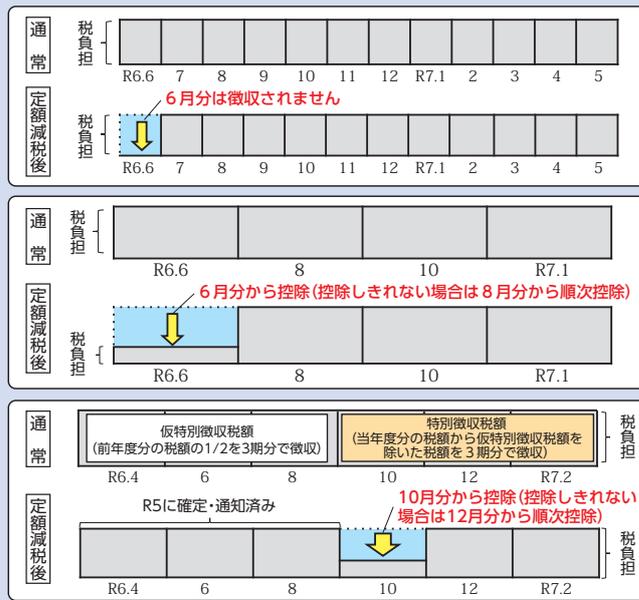
## 徴収方法（令和6年度分）

- ①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）
  - 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。
- ②普通徴収（事業所得者等の方）
  - 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。
- ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）
  - 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

## その他

- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。（<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>）
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>）

## （定額減税の対象となる方）



● お問い合わせ ● 上板町役場 税務課 ☎088-694-6807

## 上板町国民健康保険加入の皆様へ

# 人間ドック・脳ドック助成事業のご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に人間ドック・脳ドック助成事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現れない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に健康診断を受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。



右の要件を**全て満たす方**は  
人間ドックまたは脳ドックの  
受診を申込みことができます



- 上板町国民健康保険に加入している方
- 年齢が35歳以上の方
- 国民健康保険税を完納している世帯の方

## 日帰り人間ドック

人間ドックは、一般的な健康診断と比較して、より詳細な検査を行うことができます。普段気がつきにくい病気や臓器の異常、健康度などをチェックします。

**実施期間** 令和6年8月～令和7年1月

**実施機関**

- ・ 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（徳島県総合健診センター）
- ・ 徳島県鳴門病院 健康管理センター
- ・ 徳島県農村健康管理センター

**自己負担 11,115円**

(特定健康診査受診券※を  
お持ちでない方は18,425円)

**定員 180名**



## 脳ドック

脳ドックは、一般的な健康診断に加えて、頭部MRI、MRA検査を行います。脳卒中をはじめとした脳の病気になる危険な兆候を見つけることができます。



**実施期間** 令和6年8月～令和7年1月

**実施機関** 徳島県鳴門病院 健康管理センター

**自己負担 18,880円**

(特定健康診査受診券※を  
お持ちでない方は26,190円)

**定員 15名**

(申込みが定員を超えた場合は抽選)

※特定健康診査受診券は上板町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方に対して7月上旬に送付されます。

## 申込み方法

「上板町国民健康保険人間ドック等申込書」に必要事項を記入のうえ、**5月31日(金)**までに上板町役場 健康推進課窓口へご提出ください。

申込書は上板町役場健康推進課窓口と上板町ホームページで取得することができます。

● お問い合わせ ● 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

# マイナンバーカードっていうけど実際なにができるの？

**1** 健康保険証としても利用でき  
過去の**診療や処方せんの情報**  
も確認できます。



**2** 所得税の**確定申告**も  
自動入力で簡単にでき  
手間を省くことができます。



**3** 保育所や児童手当の申請など、  
**子育ての手続き**も  
簡単にできます。



**4** 役所に行かずに  
転出届の提出など  
**引越しの手続き**もできます。




●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

## 上板町はエシカル消費を推進しています フードドライブ活動に御協力をお願いします。 あまっている食品を提供してください

**もったいない** 食べ物の支援を必要とする人たちへ届けよう **ありがとう**

**集める** → **届ける**

もったいないを  
ありがとうに♡



★取り組み時期について  
受付日 令和6年5月13日(月)~24日(金)  
時間 午前9時~午後4時

★持ち寄り場所  
・上板町農村環境改善センター窓口(専用の箱を用意しています)  
・上板町社会福祉協議会窓口(専用の箱を用意しています)

**いただきたい食品**

☆賞味期限が1ヶ月以上残っているもの ※期限が記されているもの  
☆常温で保存できるもの

- ・お米、めん類、小麦粉など
- ・調味料(みそ、しょうゆ、マヨネーズ)
- ・保存食品(かんづめ、おもち など)
- ・おかし類
- ・インスタント食品
- ・レトルト食品
- ・のり
- ・お茶づけ
- ・ふりかけ
- ・お茶
- ・コーヒー
- ・こう茶

**受付できない食品**

- ・賞味期限が1ヶ月を切っているもの
- ・開いているもの
- ・生鮮食品(野菜・魚など)
- ・アルコール類は受付しません。

★届けるところ  
・フードバンクとくしま及び福祉施設や上板なかよし子ども食堂などに提供されます。  
提供された食品を受け取りたい方は社会福祉協議会にお問い合わせください。

●お問い合わせ● 上板町役場 産業課 ☎088-694-6806 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

# 熱中症

になる方が増えてくる季節になりました。気温が上昇し屋外だけでなく**屋内での発生件数も増加**してきています。対策として、**涼しい場所で休憩をする** 水分補給をする(**スポーツドリンクなどがおすすめ**) **冷房をつける** などが大切になってきます。特に高齢者の方などは暑さを感じる力が弱くなっている**ので冷房をつけるようにしてください。**

●お問い合わせ●  
板野西部消防署 ☎088-672-0198  
ホームページ: <https://www.itanoseibu-119.org>



種別	火災	救急
令和6年3月 出動件数(件)	0 (0)	105 (307)
前年同月 出動件数(件)	0 (1)	112 (329)



※上段=月計、  
( )=累計

### お詫びと訂正

令和6年4月号に掲載しておりました、令和6年度国民健康保険税の軽減所得判定の基準数値に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げ訂正させていただきます。正しくは以下のとおりとなります。(赤字部分が訂正箇所となります。)

(令和6年度軽減所得判定)

7割軽減=43万円+10万円×(給与所得者数-1)以下の世帯
5割軽減=43万円+ <b>29万5千円</b> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者数-1)以下の世帯
2割軽減=43万円+ <b>54万5千円</b> ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者数-1)以下の世帯

令和6年4月号に掲載しておりました、令和6年能登半島地震募金活動中間報告の募金額に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げ訂正させていただきます。正しくは以下のとおりとなります。(赤字部分が訂正箇所となります。)

募金活動の開始から現在までに、多くの住民の皆様や上板町消費者協会様、上板町スポーツ協会様からの御支援によりまして、令和6年3月13日時点で**約54万9千円**の募金額となりました。



# 認知症になっても安心して 自分らしい生活をするために



認知症は誰でもなる可能性がある脳の病気です

## 認知症支援事業等一覧

### ①認知症初期集中支援チーム

上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597

認知症初期集中支援チームは、医療・介護の職員がチームとしてご自宅を訪問し、医療受診や介護サービスの調整を行うチームです。包括支援センターを通じて利用できます。

### ②緊急連絡装置の貸与

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

日常生活動作に支障があるひとり暮らし高齢者の安全・安心を確保するため、急病や転倒時などの緊急時にボタンを押すだけで看護師等専門家が24時間常駐するコールセンターへ通報できる装置の貸与を行う事業です。

**貸与の対象者** 本事業の利用対象者は、おおむね75歳以上のひとり暮らし又は、これに準ずる世帯で定期的に安否の確認を行う必要があると認められる方です。

**利用者の費用負担** 原則として無料です。 ※但し、緊急通報装置を使用するに当たっての必要な電気、電話料金及び緊急装置の移設等の費用は利用者負担となりますのでご了承ください。

**緊急時連絡先等の登録** 申請の際、緊急時の連絡先や協力員（ご近所の方）の登録が必要です。

※なお、登録された協力員の方には必要に応じて利用者の状況確認や救助活動のご協力をお願いする事がありますが、法的な責任や義務を負うものではありません。

### ③配食サービス

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

食事の調理が困難な高齢者等に対して、町が委託した事業者が夕食を自宅まで配達し、安否確認を行います。

#### 利用対象者

- (1) おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- (2) 世帯の構成員全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯  
※ (1)、(2) について、同一敷地内で親族等が居住している場合は該当しません。
- (3) ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた者
- (4) 一人暮らし又はそれに準ずる世帯で身体障がい者手帳を有している方
- (5) その他、高齢者サービス調整チームで適当と認められた方

**利用者の費用負担** 1回 400円

**利用回数** 月曜日から土曜日までの週6回以内（祝祭日、年末年始は変更する場合があります。）

**手続き方法** 上板町地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、状況確認を行い、申請手続きを行います。

### ④日常生活自立支援事業

上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

自分ひとりで契約等の判断を行うことが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を行うものです。

※利用には審査が必要になります。詳しくは上板町社会福祉協議会にご連絡ください。

P15～P18までは抜き取って保管ができます。

ケアパスとは「ケアの流れ」  
認知症の症状に応じた適切なサービスの流れを  
意味します。

【お問合せ】 上板町地域包括支援センター  
☎088-694-5597

軽度	中等度	重度
見守りがあれば日常生活は自立している状態	日常生活に手助けや介護が必要な状態	常に介護が必要な状態
<input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しくなります <input type="checkbox"/> 時間や曜日だけでなく季節や年次もあやふやになります <input type="checkbox"/> 手順の多い料理や作業ができなくなります	<input type="checkbox"/> 服の着替えが困難になります <input type="checkbox"/> ご家族を他人と間違えます <input type="checkbox"/> 徘徊して道に迷います <input type="checkbox"/> 「ものを盗まれた」などの被害妄想が増えます	<input type="checkbox"/> 飲食、排泄、入浴などの日々の行為が難しくなります <input type="checkbox"/> 寝たきりでの生活が増えます <input type="checkbox"/> 言葉による意思表示が減ります

です。(認知症初期集中支援チームを設置しています) 上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597

地域包括支援センターにご相談の上、申請をお願いします。上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

訪問診療・訪問歯科

- ・デイケア（1事業所）
- ・訪問リハビリ（1事業所）
- ・ショートステイ（3事業所）

☎詳しい情報は板野郡医師会のHP【板野郡介護マップ】→  
【上板町介護支援マップ】をご覧ください。



援センターによる見守り支援

P15 ②^ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

P15 ③^ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

りを推進する活動など地域を豊かにする各種活動等に取り組んでいます。町内に17クラブあります。東老人集会所、熊ノ庄集会所の6カ所でそれぞれ活動しています。

を生かした生きがい教室・健康づくり教室 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

集う場所です。

※利用には審査があります。 P15 ④^ 上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑤^ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑥^ 上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑦^ 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

※利用は条件を満たされている方に限ります。 P18 ⑧^ 上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

提供される高齢者向け施設

\*グループホーム  
認知症の人が共同生活する住居

\*特別養護老人ホーム  
常時介護が必要な人の生活支援を提供する施設



# 上板町 認知症ケアパス

		何かおかしい・・・	軽度認知障害 (MCI)
認知症の進行		認知症の疑いがある状態	軽い症状はあっても日常生活は自立している状態
この時期の本人の様子や症状		<input type="checkbox"/> もの忘れをしても、ご本人にその自覚がある <input type="checkbox"/> 「あれ」「それ」など代名詞が増えます <input type="checkbox"/> ヒントがあれば思い出します	<input type="checkbox"/> 同じことを何回も聞きます <input type="checkbox"/> さがしものが増えます <input type="checkbox"/> 買い物の支払いや事務処理でのミスが増えます <input type="checkbox"/> 意欲や自信が減退します
症状の進行にあわせたサービス	相談	気になった時は、お気軽にご相談ください 上板町地域包括支援センター 高齢者の介護・生活・福祉に関する相談窓口 <b>認知症初期集中支援チーム P15 ①へ</b> 上板町役場健康推進課 介護保険申請先です。 ※かかりつけ医や上板町	
	医療	かかりつけ医や認知症専門医・歯科医・薬局の専門的な知識・治療の提供をします かかりつけ医(いつも受診している病院・診療所) かかりつけ薬局(いつも利用している薬局) 藍里病院(徳島県認知症サポート医)	
	介護	ケアマネージャーを中心にご本人やご家族の状態に応じたサービスの利用について相談できます 介護保険で利用できる町内の在宅サービス(介護認定が必要です)	・ヘルパー(4事業所) ・訪問看護(2事業所) ・デイサービス(5事業所)
	みまもり	地域のボランティアや民生委員、民間企業で地域の見守りを強化しています 地域のボランティア、老人クラブ、民間事業者、民生委員、在宅居宅介護支援	<b>緊急連絡装置の貸与</b> ※利用は条件を満たされている方に限ります。 <b>配食サービス</b> ※利用は条件を満たされている方に限ります。
	社会参加	自宅に閉じこもらず地域へ出向く行動をしましょう 老人クラブや、地域の通いの場等に参加してみましょう。 <b>*老人クラブは、およそ60歳以上の方が参加し、社会奉仕活動や健康づく</b> <b>*通いの場は、西老人集会所、南老人集会所、西分老人集会所、椎本集会所、上板町社会福祉協議会 ☎088-694-6155</b>	
	予防	自宅でできる予防は勿論、地域の教室なども活用しましょう 生きがいデイサービス・介護予防教室・いきいき百歳体操(通いの場)・趣味 認知症カフェ 上板町地域包括支援センター ☎088-694-5597 <b>*認知症カフェは、認知症の方とご家族、地域住民など誰もが参加でき</b>	
	生活支援	町の支援事業をご活用ください <b>日常生活自立支援事業</b> <b>上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業</b> <b>高齢者等見守りシール交付事業</b> <b>ふれあい回収事業</b> <b>思いやり収集事業</b>	
	住まい	認知症の進行に適した入居施設 <b>*軽費老人ホーム(ケアハウス)</b> 年齢や家庭環境等により自立した生活を営むことに不安がある方が入居できる施設 <b>*有料老人ホーム</b> 食事の提供や介護などのサービスが	

## 認知症支援事業等一覧

### ⑤上板町高齢者外出支援バス・タクシー料金助成事業

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

自らの移動手段の確保が困難な高齢者の方がバスまたはタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

**利用対象者** 上板町に住所を有し、かつ在宅で生活する65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 満75歳以上の方
- (2) 運転免許証を自主返納した方及び、取得しておらず現在、運転資格を有していない方（誓約書の記入をもって運転経歴証明書は不要となります）

**助成内容** 年額10,000円分の助成券を以下から選択できます。

- (1) バス料金助成券のみ 10,000円分
- (2) タクシー料金助成券のみ 10,000円分
- (3) バスとタクシー料金助成券 バス 5,000円分 タクシー 5,000円分

#### 手続き方法

対象者又は代理人が申請書に必要事項を記入し、上板町役場 健康推進課へ提出してください。

※ 申請の際は、本人確認書類（健康保険証等）を持参してください。

なお、代理人が申請する場合は、対象者及び代理人の本人確認書類を持参してください。

### ⑥高齢者等見守りシール交付

上板町役場 健康推進課 ☎088-694-6810

認知症等により外出後、行方が分からなくなるおそれのある高齢者の早期発見、保護を目的とし、高齢者等見守りシールを交付します。

**利用対象者** 町内に住所を有する在宅の高齢者又は初老期における認知症と診断された人で、外出後行方がわからなくなるおそれがある人（介護者及び家族からの申請により配布します。）

**交付枚数** 対象者1人あたり40枚

**利用者の費用負担** 費用は、無料です（見守りシールの追加交付を希望する方は実費を負担いただきます。）

**手続き方法** 上板町見守りシール交付事業利用〔新規・変更〕申請書に必要事項をご記入の上、上板町役場 健康推進課窓口にお申込みください。

**“発見～保護～ご帰宅”まで 安心、安全、迅速に**

大変！おばあちゃんがいなくなった！

何かお困りの様子…衣服のQRコードにアクセスしてみよう

発見

洋装等に専用のQRコードラベルを貼付けておく

発見者

伝言板にアクセス

自動メール受信

おばあちゃんが見つかった！

ご家族

24時間 365日 最も早く連絡が取れる！

個人情報表示されません  
伝言板上でやりとりするため、氏名や住所、連絡先の記載は不要、個人情報の漏洩の心配はありません。

警察、消防等地域の見守りに役立ちます  
警察や消防での保護時、QRコードラベル・シールがあることで、身元がすぐに判明、声かけのきっかけとしても役立ちます。

QRコードを読み取ると伝言板が表示され、ご本人情報の確認が可能。同時にご家族へ発見通知をメール送信。発見者と伝言板で連絡を取ることができるシステムです

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

### ⑦ふれあい回収事業

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

大型ごみの回収は原則としてリサイクルセンターで決められた日時に行っていますが、自らが指定場所まで大型ごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、大型ごみを排出者宅前まで直接回収に行くサービスです。

### ⑧思いやり収集事業

上板町役場 環境保全課 ☎088-694-6813

高齢者等ごみ出し支援事業として、家庭ごみを所定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集にお伺いし、希望者にはごみが出ていない場合にお声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

注：自分（家族）で買い物に行っているなど、ごみ出しができると判断される場合には、利用対象外となります。

**手続き方法** 利用には申請が必要になります。詳しくは上板町役場 環境保全課にご連絡ください。

# 議会だより 上板町議会

令和6年1月～3月

## 「議会のうごき」

### 〈1月〉

2日 20歳を祝う会  
議会改革特別委員会協議会  
～町民懇談会について協議～

23日 徳島県市議会議員研修会

### 〈2月〉

2日 令和6年第1回臨時会  
議会議員全員協議会

5日 トップセミナー

9日 板野郡議長会定例会

21日 高知県宿毛市議会政務調査来町  
議会運営委員会

27日 議会運営委員会  
～第1回定例会開催日程等協議～

28日 徳島県町村議会議長会第78回定  
期総会

29日 議会議員全員協議会  
～第1回定例会提出議案説明～

5日 令和6年第1回定例会開会  
会期（5日～19日）

6日 町長所信表明及び提出議案提  
案理由の説明等、一般質問

7日 一般質問

7日 一般質問



## 「一般質問」



上原勝利 議員

### 質問1

#### 防災対策について（南海トラフ地震）

①上板町の今現在の対策状況を教えて  
いただきたい

**答 弁** 東理事・企画防災課長

まず備蓄についてパーテーションや  
簡易ベッド・トイレ対策用品などの資  
機材を計画的に整備している。  
また、それらの機材を扱える人を増  
やすことも必要と考え運営訓練や防災  
士の定例会等の機会を通じて訓練して  
いる。その他耐震診断や危険ブロック  
塀など安全対策費用、防災士の資格取  
得費用に対する補助などを実施してい  
る。

②県は今年1月より災害対策本部室を  
設置したが町は

**答 弁** 東理事・企画防災課長

本町の災害対策本部は上板町役場に  
設置。  
③町の災害対策組織図は有るのか

**答 弁** 東理事・企画防災課長

災害対策本部の組織図、事務分掌等  
を用意している。  
④家屋の耐震度はどれぐらい調査でき  
ているのか

**答 弁** 東理事・企画防災課長

令和4年度末現在で上板町5500  
棟のうち約1600棟が耐震性を有し  
ない家屋であると推計。  
⑤災害に対処できる教育を受けている  
人数、防災士は、女性も含めてい  
るのか

**答 弁** 東理事・企画防災課長

令和6年1月時点で防災士は93名  
（男性66名、女性27名）となっている。  
⑥水道・電気のインフラ対策は

**答 弁** 東理事・企画防災課長

主に電力会社に協力を依頼するが、  
町として非常用発電機等の能力強化に  
取り組む。  
⑦上板町には病院が少なく小規模で  
あるが、その対策は

**答 弁** 東理事・企画防災課長

上板町には内科を主とした個人病院  
が3院と専門病院が1院となっている。  
災害時には当然不足することが想定  
されるため、隣接市町、県、その他の  
医療機関に応援を要請し初動体制を確  
保する。  
質問2  
上板町農業集落排水事業について

**答 弁** 東理事・企画防災課長

①この事業について、今なお継続する  
理由は  
**答 弁** 薩山環境保全課長  
平成13年度より供用開始しているが、  
議会の議決をいただいておりますが、  
お問い合わせは、

②町の財政を圧迫しているこの事業は、今後も莫大な資金が必要であると考えるが、一時も早くこの事業から撤退することが町の使命では。

**答 井** 蔭山環境保全課長

農業集落排水事業は、どこの自治体も厳しい財政状況での運営であるが、継続性が大切であり、国費を投入し長寿命化を図るべく、現在施設の更新を行っている。

長期的に安定して事業運営を持続していきたいと思う。

③令和6年度より地方公営企業会計に変更するということだが、変更理由は

**答 井** 蔭山環境保全課長

総務省から通達を受け移行する。



柏木美治代 議員

### 質問1 住まいの耐震化について

①耐震診断の無料化を

**答 井** 東理事・企画防災課長

無料化について前向きに検討したい。  
②震度7クラスの地震で倒壊が予想される家屋数は

**答 井** 東理事・企画防災課長

5500棟のうち1600棟が倒壊する恐れがある。

③耐震診断の判定結果で改修されている

ない建物は

**答 井** 東理事・企画防災課長

394戸が耐震診断を受けており、106戸が改修や住み替え等を行っている。

④耐震改修支援事業として補助金110万とあるが増額を

**答 井** 東理事・企画防災課長

今年度、希望者が多かったため7件から14件に拡大した。今後は財政状況を見ながら検討したい。

⑤感震ブレーカーの設置状況は

**答 井** 東理事・企画防災課長

設置費用の2分の1、上限2万円を補助して、65件の設置となっている。

### 質問2 避難所生活の向上について

①ダンボールベッド、簡易トイレなどの備蓄状況は

**答 井** 東理事・企画防災課長

簡易ベッド等合わせて340台。簡易トイレ77台。間仕切り190張。

②更衣室、授乳室、男女別のトイレなど女性の立場に立った運営をして欲しい

**答 井** 東理事・企画防災課長

防災への女性視点の取り入れについて、周知・啓発したい。

### 質問3 国民健康保険税の引き下げについて

①国保の財政調整基金の現在高は

**答 井** 廣野健康推進課長

現在1億5600万円。今年度は保

険税率を据え置き、不足分は基金を一部取りくずしたい。

②国保税の均等割減免について18歳までを対象に拡大して欲しい

**答 井** 栗尾税務課長

本町単独での18歳までの均等割減免は難しい。

### 質問4 会計年度任用職員について

①昨年8月の人事院勧告で引き上げられた給与と分を、4月にさかのぼって支給を

**答 井** 廣澤総務課長

改定年度の翌年度から効力を生ずるため支給は難しい。

②来年度から勤労手当が支給されるが支給月数はいくらか。また期末手当の引き上げは

**答 井** 廣澤総務課長

年間の勤労手当は0.2カ月、期末手当は2.2カ月併せて2.4カ月になる。

### 質問5 高齢者のごみ出し支援について

①大型ごみの「ふれあい回収」は現在何件か。家庭ゴミの思いやり収集の件数は

**答 井** 蔭山環境保全課長

ふれあい回収は47名。思いやり収集は24名の方が利用。

②思いやり収集の対象を拡大できないか

**答 井** 蔭山環境保全課長

対象要件の4項目はなくす方向で考

えたい。相談があった場合、事情を聞き、拡大解釈して判断したい。



乾 崇 議員

### 質問1 令和6年度予算編成について

①令和6年度予算編成にあたって新規事業等特に強調したい事業は

**答 井** 松田町長

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、庁舎自家発電機の改修に係る設計業務委託費500万円、がれき撤去に活用できるタイヤショベル買換え130万円、災害時の避難所に利用する上中体育館の空調設備工事費350万円、神宅団地5号棟外壁、屋上防水改修工事費410万円他、各課から出された事業を多数組み入れている。

②令和6年度歳出予算総額53億8500万円に対して歳入不足5億2700万円を財政調整基金の取崩しで補填しているが、歳出面の削減努力しているか

**答 井** 廣澤総務課長

予算編成にあたっては、事業内容、事業規模等について副町長ヒアリング、町長査定により、少ない経費で最大の効果が上がるように努めている。

③予算編成時の総人員数217人は、前年度予算編成時比9人減少、要因は

は

**答 弁** 廣澤総務課長

主に、保育所、幼稚園の会計年度任用職員の退職により減少。

④ 令和6年度予算は人員9名減に対して人件費総額(約13億)は増加しているが理由は

**答 弁** 廣澤総務課長

人事院勧告による給与改定、期末、勤弁手当支給率増加等により増加している。

⑤ 令和6年度の正規職員6名増の要因は

**答 弁** 廣澤総務課長

育児休業者6名の職務復帰が主要因。

⑥ 令和6年度予算で「債務負担行為(工事費の8%)」として令和7年度、令和8年度に高志川改修工事を計上しているが、今後も板名用水に治水を任せるのか

**答 弁** 長濱産業課長

高志川は昭和60年に県から板名用水に譲与された施設であり現場管理は板名用水が担うべきものとの認識に変わりはない。当該改修工事は令和3年から県が機能保全を目的として事業を行い町が一部負担している。

⑦ 六条暗渠工事負担金として32百万円計上しているが事業計画の今後5年間で完了見通しは(残り3333m)

**答 弁** 長濱産業課長

今年度工事区間は30m。国の予算状況では延伸の可能性もあり得る。

## 質問2

### 農業集落排水事業について

① 農業集落排水事業の契約者数297戸、利用料収入年間約9百万円に對して、年間維持費16百万、企業債の元利償還金25百万円。不足金約32百万円は一般会計から補填しており、運営上の課題、財政上の負担についての見解は

**答 弁** 蔭山環境保全課長

集落排水施設は施設の老朽化から令和4年から8年にかけて機能強化工事(国庫補助<sup>1/2</sup>)を実施。起債についても交付税措置あり。使用料料金の値上げを検討する必要あり。

② 令和6年度より公営企業会計に移行。一般会計から補助金24百万円、出資金20百万円を計上しているが必要性は

**答 弁** 蔭山環境保全課長

起債分の償還とその他経費支出の財源となる。

## 質問3

### 水道事業について

① 水源地、浄水場、配水地の数量と耐震化工事の進捗状況。水道基幹管路の総延長と耐震化管路の進捗状況は

**答 弁** 山口水道課長

○水源地2ヶ所(高瀬、佐藤塚)建物耐震化未済、浄水場までの導水管6.1<sup>\*</sup>耐震化率8.6% ○浄水場タンク1ヶ所、耐震化済。配水池までの送水管3.1<sup>\*</sup>、耐震化率2.6% ○配水池4ヶ所、内3ヶ所耐震化済 ○配水池から水道利用者への主要基幹管路総延長26<sup>\*</sup>の耐震化率約15%。

\*国の基準 耐震適合率59%県内3位。  
② 令和6年度予算編成時人員が1名増加しているが増加要因は

**答 弁** 山口水道課長

水道課では、緊急の対応が求められる漏水や断水が同時に発生することもあり職員の増員を要望していた。



岩野角雄 議員

## 質問1

### 町内4幼稚園の今後のあり方について

① 令和6年度の幼稚園の園児数の見込みは

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

神宅幼稚園・年少13名、年長18名  
東光幼稚園・年少10名、年長11名  
松島幼稚園・年少18名、年長28名  
高志幼稚園・年少15名、年長15名  
② 令和5年度で1組5名の幼稚園がある。教育委員会は、1組の園児数が何人ぐらいが望ましいと考えているのか。また、現在の状況をどう思っているのか。今後どのようにすべきと考えているのか

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

幼稚園の学級編成基準は1学級35人以下を原則とし、1学級当たりの最低人数の定めはないが、幼稚園が教育環境としての集団生活を学ぶ場であるこ

とを踏まえると一定の集団規模を確保することが望ましいと考える。教育委員会としては1学級当たり15〜20名以上で複数字級が望ましいと考える。

③ 「幼稚園のあり方検討委員会」での検討結果はどうなっているか

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

町立幼稚園の再編、環境整備、保幼小の連携、教職員の確保、運営経費等のメリット・デメリットなど、統合に向けて前向きに協議、検討を行っている。

**再問** 地域に一つずつ幼稚園があれば便利であるとの意見もあるようだが、子ども達の目線、気持ちになって、子ども達のメリット・デメリットを優先して検討してもらいたい

**答 弁** 松田町長

財政状況を考慮しながら前向きに統合を検討していきたい。

## 質問2

### 青少年の健全育成について

① 青少年育成室の活動状況(補導活動、補導体制)は

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

通常巡回は毎日午後3時から2名で町内を150回、特別巡回は小中学校の行事の時や不審者情報等に対応し14回と夏期休業期間中に青少年補導員2〜3名と2回巡回した。合同巡回は、毎月1回、午後3時30分から青少年補導員と3名で町内を、合同補導は、毎月1回、午後3時から警察署少年補導員と巡回を19回行った。

それぞれ補導は無かった。

②巡回する場所や時間帯について、検討する必要があるのではないかと。また、巡回を、地域ぐるみで、町民一体となつて、子ども達を守り育てる協働活動として行うのが良いのでは

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

今後、必要な状況になれば適宜対応をしたい。

**再問** 午前9時から10時頃とか夕方な

どの時間帯に巡回し、不審者対策等も兼ね学校周辺や学校の敷地内の巡回はできないのか

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

学校、教育委員、町当局等と調査、研究し、連携協力できるように検討する。

③スマホやパソコンを使った犯罪への

誘惑やいじめなどに対し、子ども達のスマホやパソコンの使用についての対策を講じているか

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

町内の小中学校において、児童にアンケートを取ったり、生徒と保護者へのスマホ教室、教職員の校内研修、警察官による講和など適宜指導を行っている。学校で使用するタブレットは使用ルールを徹底している。

スマホの使用は、保護者への啓発も必要で、家庭でのルール作りの具体例や困った時の相談窓口を設置し、問題事案の未然防止や早期発見、早期対応に努め、注意喚起を行っている。



本浄敏之議員

**質問1**

**農業の振興について**

①上板町の農業の現状をどのように分析しているのか

**答 弁** 長濱産業課長

上板町では農業者が効率的、安定的な農業を展開している。高齢化が進み、後継者確保が課題。平均耕作面積は増加し、大規模経営体へ集積している。町は、収入保険加入推進事業の創設等農業振興に努めたい。

**再問** 町外の農家が町内で耕作しているが、どの位か

**答 弁** 長濱産業課長

町外の広域認定者は20件程度。町内の方も町外で耕作している。耕作地は近隣市町。

②専業農家等に面接調査の上、実態に合った振興策を立案し実行を図る必要があると考えるか

**答 弁** 長濱産業課長

上板町は、月1回農業委員会を開催。農業の現状等の意見を交換している。各農家の意見等も届いている。意見等を精査し、新規事業を提案することもある。

**再問** 農家のもとへ出向いて、情報提供や農業の実情を聞く必要があると

考えるか

**答 弁** 長濱産業課長

新規事業では農家の意見を聞き、精査の上、農業振興策を考える。今後、農家の方の意見を取り入れ事業の推進を図る。

③特化した作物栽培への挑戦をしてはどうか

**答 弁** 長濱産業課長

特化した作物栽培は、生産過程の変更等々の課題がある。指導機関等の助言を求め、導入後の様態を見極める必要がある。今後の課題とする。

**再問** トライアンドエラーの精神の基

に、特化作物を育てる挑戦はできないか

**答 弁** 長濱産業課長

上板町は、指定品目のブロッコリーの結構な栽培面積がある。県が産地化の取り組みをいただき、同じ形で支援できたらと考える。サトウキビと2品目は補助事業に取り組みたい。

④地域活性化を視野に家族農業を推進してはどうか

**答 弁** 長濱産業課長

家族農業は地域農地の有効活用につながる。産直市場等への流通も期待される。

**再問** 全国各地では、家族農業を進め、効果があるとのこと。推進してはどうか

**答 弁** 長濱産業課長

家族農業は農地の維持及び農業の有効活用につながる。  
**再再問** 家族農業で育てた作物を技の

館で野菜市を開いてはどうか

**答 弁** 長濱産業課長

技の館の活性化につながると思つので検討の上、進めたい。

**質問2**

**高齢者に交付しているタクシー券の交付方法について**

①タクシー券の交付をチケット方式からカード方式にしてはどうか

**答 弁** 廣野健康推進課長

我が町のタクシー券は希望する方には渡している。決算時正確に処理できるので、現在の方式は適正である。

**再問** タクシー券の交付の申請方式は不便である。本来は対象者全員に交付すべきものでは

ないか

**答 弁** 廣野健康推進課長

上板町の75歳以上の方は2134名である。全員に交付すると多額の予算が必要である。対象者の方で元気に活動されている方も多数いる。財政難の上板町では全員の方に交付は難しい。カード方式への変更は検討課題とする。

**再再問** チケットの交付申請方法を知らない方もいるのではないかと。必要な方々にチケットが届くような取り組みをしてはどうか

**答 弁** 廣野健康推進課長

現在の申請方式は本人、家族の代理の方に毎年申請してもらっている。今後、一度申請された方には申請なしで送付するシステムとか、民生委員に見守りの範囲内で交付が必要な方の申請をする等検討したい。

### 質問3

## ブックスタートの次の段階の読書推進について

①就学前（6才前）と中学校入学時に子ども1人ひとりに本をプレゼントしてはどうか

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

多様化の時代、行政が特定の本を贈るのは問題と考える。学校図書室の有効利用の推進、中央公民館等図書室、板野町立図書館の使用を促進したい。

**再問** 上板町のブックスタートでは、取り替え本を用意している。小中学生に何冊か選んだ本から選択する方法もある。

教育委員会は子どもの読書推進する主管課である。現状でよいとの答弁は問題だ

**答 弁** 和田教育長

読み聞かせや読書活動は、児童生徒に読解力や知識、豊かな感性をはじめ生きる力を育むことができる。各学校では読書推進の取り組みをしているが、各学校長に読書推進の取り組みをするように指示をする。本のプレゼントについては調査したい。



富永志郎 議員

### 質問1

## 子育て支援策について

①異次元の少子化対策として児童手当の拡充が含まれているが本町ではいつ頃から実施する予定なのか、またどのような内容とするのか

**答 弁** 高原民生児童課長

国の児童手当の拡充については令和6年10月分の手当から改正予定。上板町でも国の改正に合わせて対応する予定。現在児童手当は6月、10月、2月と4か月ごと年3回の支払いとなっているが、改正後は2ヶ月ごと年6回の支払いになる。

令和6年度は少し変則になり、支払いが6月、10月、12月、2月となる予定で、改正後の手当は令和6年12月に支払う分からになる。

改正内容としては対象年齢が15歳到達の年度末から18歳到達の年度末までに拡充され、所得制限もなくなるため現在特例給付や所得超過の方にも一律の児童手当が支払われる。

手当の金額については、3歳未満の第1子、第2子が月額1.5万円、第3子以降が月額3万円になる。また3歳以上18歳到達年度末までの第1子、第2子が月額1万円、第3子以降が3万円と増額される。

②出産育児一時金の支給状況と育児休業の取得状況についてまた休業中の所得保障はどの様になっているのか

**答 弁** 廣澤総務課長

職員の育児休業取得状況は、令和6

年2月29日現在6名。年度別で集計すると令和5年度取得者が正規職員10名、会計年度任用職員が2名、令和4年度が正規10名、会計年度任用職員が4名、令和3年度が正規9名、会計年度任用職員が1名育児休業を取得している。

出産時の一時金については職員が加入している互助会より期間に応じて60日未満は3万円、60日以上は10万円が給付される。

育児休業中の所得保障については、育児休業開始から180日までは標準報酬日額に100分の67を掛けた金額に日数を掛けた額が支給される。180日を超える期間については100分の50を掛けた金額に日数を掛けた金額が支給される。支給の間は育児休業の対象となる子が1歳に達するまでの期間。

③給食費の無償化について

物価高騰対策として給食費の無償化や大幅助成について検討する予定は

**答 弁** 坂東教育委員会事務局長

給食費の無償化については以前より本会議において議論を重ねてきた。現在小学校は一食当たり250円、中学校は270円の給食費が保護者負担となっており完全無償化した場合毎年430万円が必要となってくる。

近隣の市町では物価高騰による給食費の値上げを検討している市町村があると聞いている。しかし本町では一般財源で物価高騰分を負担する事で、保護者負担額を維持していきたいと考えている。

給食費の無償化を町単独で実施する事は非常に難しいため、国が検討している「小、中学校の給食費無償化」の動向を注視し研究を重ねていく。

### 質問2

## 職員の配置定数について

①公務員や保育士のなり手不足の中、現在の定数は確保出来ているのかまた出来ていないのであれば原因は何処にあるのか

**答 弁** 廣澤総務課長

職員定数条例に定めている職員数平成17年度から実施した集中改革プランにより条例定数140人に対し令和6年4月1日現在121人と19人の不足となっている。限られた職員数で効率的な事務事業を遂行するため、業務の効率化や会計年度任用職員の活用をはかっているところ。

今後においても定年延長や高度化や多様化する行政課題に対して、迅速かつ的確に対応できるように組織体制の見直しを行い適正な人員確保ができるよう定員管理を行う。

②限られた中から適材適所の効率的な配置を期待するが現在の職員評価基準はどの様になっているのかまたスキルアップについても同様

**答 弁** 廣澤総務課長

5月に各所属において組織目標及び個人目標の設定をし、10月に中間自己評価及び1次評価を実施する。その後1月に期末自己評価・個人面談・1次2次評価を実施して人事評価を決定し

ている。

評価結果について各職員の能力開発  
処遇への活用をはかっている。

またスキルアップについては人材育  
成基本方針に基づき徳島県自治研修セ  
ンターの市町村職員研修を該当する職  
員に目標を持って受講するよう指導し  
ている。



安田孝子 議員

### 質問1

#### 健康増進策について

①帯状疱疹予防ワクチン接種は県下で  
一番となる補助事業となるので接種  
のわかりやすいQ&Aによる住民啓  
発に取り組んでいただきたい

#### 答 井 廣野健康推進課長

現在、帯状疱疹ワクチンは国が定め  
る定期接種ではないが接種費用が高額  
であるため、任意接種された方の接種  
費用を一部助成する。住民の皆様の参  
考となる帯状疱疹Q&Aを広報かみい  
たに掲載する。

②令和6年度国民健康保険料が対前年  
比11.8%増となっているが、大き  
な要因と今後は医療費等が値上がり  
される状況ですので今後の対応策等  
について

#### 答 井 栗尾税務課長

国民健康保険の医療費は、人口減少  
等に伴い一人当たりの医療費は、高齢  
化や医療の高度化等により増加する見  
込みとなっている。令和6年度は、国  
保税率は据え置き、不足分は財政調整  
基金の取り崩し等で補いたい。高齢化  
率も毎年増加しているので町民へ納税  
通知書等による啓発を実施して行く。

③令和6年度に「健康かみいた21」こ  
れから10年の計画策定とこれまでの  
検証を踏まえ今後の推進について

#### 答 井 廣野健康推進課長

「健康かみいた21」は、上板町の健  
康増進計画として平成19年度から策定  
しており、令和6年度においても国の  
「健康日本21第三次計画」を踏まえ策  
定していく。これまでの中間評価、最  
終評価を基に社会情勢の変化等を鑑み  
計画策定及び推進を図り、町民の一層  
の健康増進を実施していく。

③上板町職員の健康管理体制及び人間  
ドック受診、各種健康診断の受診状  
況について

#### 答 井 廣澤総務課長

上板町職員全員に対し、年1回の健  
診又は人間ドックの受診を行っている。  
また、課長級、役場産業医、労働組  
合代表からなる衛生委員会を定期的  
に行い更に年1回のストレスチェックを  
行い職場環境改善、季節毎の注意喚起  
を促し職員全員の健康増進に努めてい  
る。

### 質問2

#### 防災・減災対策について

①能登半島地震の教訓を本町の防災、  
減災対策にどの様に活かすか

#### 答 井 東理事・企画防災課長

能登半島地震発生後に庁内全体の協  
議を実施すると共に2月20日には、災  
害対策本部運営訓練を実施した。更に  
災害時職員の初動マニュアルを策定し、  
町職員の初動体制の強化、備蓄物の見  
直しを行う等、町民の安全、安心に努  
めていく。

②高齢者等の災害時個別避難計画の作  
成状況について

#### 答 井 高原民生児童課長

能登半島地震の教訓をいかし今後一  
層の高齢者等の災害時における個別避  
難計画を団体の協力をいただき作成し  
ていく。

③住宅の耐震化率は何%となっている  
か、また、基準を満たさない住宅へ  
の今後の対応について

#### 答 井 東理事・企画防災課長

上板町内の家屋総数約5500棟、  
昭和56年6月以降建築確認が行われた  
家屋数約3900棟で耐震化率70%。  
地震災害に対する防災、減災対策には、  
多くのメニューがあり広報かみいた4  
月号に詳細を掲載しているので相談を  
いただきたい。

④女性町職員の視点からの避難所運営、  
物資等について

#### 答 井 東理事・企画防災課長

災害時避難所運営に女性視点を取り  
入れ、女性職員を必ず配置し備蓄品等  
についても設置し一層女性の視点を取  
り入れた防災体制を構築していく。

### 質問3

#### 北岸用水土地改良施設維持管理の現状 と今後の対応について

①利用者戸数と耕作面積及び耕作放棄  
地の面積について

#### 答 井 長濱産業課長

令和4年度末時点での利用戸数は  
856戸、受益面積は380ha、この  
内耕作放棄地は25haとなっている。

②今後の農地活用の推進について改良  
区内で協議したか。

#### 答 井 長濱産業課長

令和5年9月21日に、上板町と北岸  
用水土地改良区の農業情勢、組合員を  
対象とした営農の意向調査の結果を踏  
まえ協議を行うとともに農業委員会と  
連携し、北岸用水土地改良区が安定し  
た農業用水の管理が担えるよう、施設  
の維持管理の支援を行っていく。

## 編集後記

第6回目の「議会だより」を編  
集いたしました。今回は令和6年  
第1回定例会の一般質問並びに1  
月から3月の「議会のうごき」を  
掲載いたしました。

上板町議会広報編集特別委員会

# 新規採用職員紹介

**健康推進課**  
別所 賢吾

職員として日々の業務に自覚と責任を持ち、町民の皆様から信頼していただけるよう、一生懸命取り組んでいきます。

**健康推進課**  
福富 菜央

まだまだ未熟ですが、保健師として町民の皆様への健康な生活をサポートできるよう、精一杯努力していきたいと思っております。

**さくら保育所**  
岸本 泰香

親しみやすさを持ち保育に取り組んで参ります。子どもたちの笑顔大切に、一人一人の心に寄り添っていきけるように頑張ります。

**さくら保育所**  
濱田 優子

子どもたちの主体性を大切にしながら、一人一人の気持ちに寄り添える保育士でありたいと思っています。職員としての自覚と責任を持ち、精一杯努力して参ります。

**健康推進課**  
板東 恭子

今までの経験を生かし、皆様に信頼いただける保健師になれるよう精一杯努めてまいります。また、町民の皆様が安心して健康に暮らせるよう取り組んでいきたいと思っております。

**さくら保育所**  
長尾亜希子

責任と誠意を持って保育に取り組んで参ります。そして、職員として一生懸命職務に励みたいと思っております。

**さくら保育所**  
多田 直子

職員として、子どもたちの気持ちに寄り添いながら、保護者の方と共に子どもたちの成長を支えられるよう全力で取り組んでまいります。

**東光幼稚園**  
渡川 宏美

子どもたち一人一人の個性を大切に、心に丁寧に寄り添っていききたいと思っております。幼稚園生活が楽しく充実したものになるよう、全力で取り組んで参ります。

## 人事異動

<p>(三月三十一日付退職者)</p> <p>さくら保育所 所長 乾 千代 主幹 山添 純子</p> <p>(四月一日付異動者)</p> <p>総務課 係長 岸本 優子 (健康推進課係長)</p> <p>企画防災課 課長 佐藤 哲志 (建設課課長)</p> <p>主事 高田 浩平 (教育委員会主事)</p> <p>出納室 室長 高原 康代 (民生児童課課長)</p> <p>主幹 鳥羽 一也 (企画防災課主幹)</p> <p>主査 松田 健志 (企画防災課主査)</p> <p>主任※再任用 尾澤 勝 (税務課主任)</p> <p>住民人権課 課長 長尾 繁幸 (住民人権課主幹)</p> <p>係長 坂東 茜 (民生児童課係長)</p> <p>主事 矢部 真希 (民生児童課主事)</p> <p>民生児童課 課長 荒川 英子 (出納室室長)</p> <p>主幹 原 章人 (環境保全課主幹)</p> <p>健康推進課 主事 佐藤 恵 (住民人権課主事)</p> <p>主事 板東 優花 (建設課主事)</p>	<p>主任※再任用 福井 一生 (健康推進課主任)</p> <p>保健相談センター 所長 切原 潤 (給食センター所長)</p> <p>統括主任 村田 幸子 (保健相談センター所長)</p> <p>保健師 板東 恭子 (新規採用)</p> <p>保健師 福富 菜央 (新規採用)</p> <p>さくら保育所 所長 稲岡 久美 (さくら保育所主任保育士)</p> <p>保育士 長尾 亜希子 (新規採用)</p> <p>保育士 岸本 泰香 (新規採用)</p> <p>保育士 多田 直子 (新規採用)</p> <p>保育士 濱田 優子 (新規採用)</p> <p>主任保育士※再任用 平山 和代 (さくら保育所主任保育士)</p> <p>地域子育て支援センター 所長 前田 直美 (さくら保育所主任保育士)</p> <p>環境保全課 係長 谷口 友伯 (産業課係長)</p> <p>主事 酒井 翔太 (住民人権課主事)</p> <p>産業課 主事 堂本 晃平 (税務課主事)</p> <p>建設課 課長 乾 成二 (住民人権課課長)</p> <p>主事 森脇 和弘 (環境保全課主事)</p> <p>技手※再任用 岡本 勝彦 (建設課技手)</p>	<p>水道課 課長 藤田 憲嗣 (水道課主幹)</p> <p>統括主任 山口 洋一 (水道課課長)</p> <p>主査 村上 泰唯 (建設課主査)</p> <p>主事 角瀬 颯汰 (税務課主事)</p> <p>主事 中村 もも (健康推進課主事)</p> <p>上板町学校給食センター 所長 東 浩三 (理事企画防災課事務取扱)</p> <p>主査 樫山 昌史 (中央広域環境施設組合)</p> <p>神宅幼稚園 教諭 笹 小百合 (松島幼稚園教諭)</p> <p>東光幼稚園 教諭 渡川 宏美 (新規採用)</p> <p>副主任教諭 河野 初美 (神宅幼稚園副主任教諭)</p> <p>中央広域環境施設組合派遣 主事 東根 弘憲 (水道課主事)</p> <p>(二月一日付異動者)</p> <p>民生児童課 主事 今川 真実 (健康推進課主事)</p> <p>(三月一日付異動者)</p> <p>税務課 主事補 別所 賢吾 (新規採用)</p> <p>税務課 主事 吉田 了尉 (総務課主事)</p>
--	---	---

● お問い合わせ ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

## 人権擁護委員の日

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においても、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権擁護委員は、人権相談所を開設しています。いじめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等人権に関する問題でお困りの場合は、電話または徳島地方法務局ホームページからのインターネットによる相談をお気軽に利用ください。私たちの町の人権擁護委員は次の方々です。

眞木 育代(東 光)  
安友 基勝(熊ノ庄)  
板東 和子(栗ノ木北東)  
平岡富士夫(新田中)  
吉田美登子(中 北)

# ご存じですか？

## 地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

### ●民生委員は地域の見守り役

上板町には、27名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員がいます。

民生委員は、地域住民の生活状況について把握し、必要に応じて声かけ・相談・支援等を行う人々です。その地域の住民であり、地域の実情を知っていて福祉活動・ボランティア活動などに理解と熱意がある人が選任されています。民生委員の任期は3年で、3年に1度、全国で一斉改選が行われます。

また、全ての民生委員が児童委員を兼任しており、「公平・公正」「人権への配慮」を原則として守秘義務もあるため、相談内容を勝手に他人に漏らされる心配もありません。具体的な支援を行うだけでなく、生活上の相談にのったり行政・専門機関からの支援を受けるためのパイプ役になってくれたりもします。

The infographic features a central illustration of a friendly-looking orange character with a white beard and a blue headband. Surrounding this character are seven white boxes, each containing a job title and a brief description of the role. The jobs are: 社会調査 (Social Survey), 相談 (Consultation), 情報提供 (Information Provision), 調整 (Adjustment), 意見具申 (Opinion Submission), 連絡通報 (Contact/Reporting), and 生活支援 (Life Support). A red circle at the bottom of the infographic contains the text '民生委員 7つの仕事' (7 Jobs of Social Welfare Workers).

### ●民生委員の仕事は7つ

民生委員の職務については、民生委員法第14条に規定されています。仕事の内容は大きく分けて7つです。民生委員それぞれが考える問題点や改善策をとりまとめ、関係機関に提示することで、支援を必要とする人々に適切なサービスが届きやすくなると期待されています。

## ..... 5月12日(日)から ..... 「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」が始まります ～身近に感じて下さい！あなたのまちの民生委員・児童委員～

5月12日(日)は、全国民生委員児童委員連合会が定める「民生委員・児童委員の日」です。また、5月12日からの1週間は「活動強化週間」とされ、地域住民や関係機関・団体に民生委員・児童委員の存在やその活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることを目的としています。

上板町民生委員・児童委員協議会でも、この「活動強化週間」を契機とし、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、訪問や声掛け等、日々の見守り活動に取り組んでいます。

民生委員・児童委員は、日常生活の中で困ったことや心配ごと、相談したいことがあるときに、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。民生委員・児童委員には守秘義務があり、秘密は守られますので、安心してご相談下さい。

民生委員・児童委員を身近に感じていただき、地域住民との関係づくりや日ごろの見守り、相談活動等を円滑にすすめていくためのご理解・ご協力をお願いします。

### 民生委員活動スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

# 上板町民生委員・児童委員を紹介します

民生委員・児童委員は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域の中で福祉全般にわたる相談や支援を行っているボランティアです。日常生活の中で困ったことや心配ごと、相談したいことがある時に、お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談すると、助言や、関係する行政機関等へ繋がります。民生委員・児童委員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

氏名	電話番号	担当地区
南城 満佐子	694-2652	大東、原東、滝ノ宮、西分団地
森山 仁士	090-1572-8121	原西(1)、原西(2)、原西(3)、フルーツタウン神宅、殿宮
吉平 弘治	694-2444	大山町、大山畑、神宮寺(1)、神宮寺(2)、川原田団地
別所 哲彦	694-2432	小柿、小柿北、西金屋、西原団地
大木 幸子	090-2782-9510	中北、大南(1)、大南(2)、大南(3)、学園橋
吉岡 多恵子	090-7784-8376	神宅団地
多富 節子	694-3098	小路、西高原、中筋、中筋第2、日吉、地家、君ノ木、古北村
矢武 幸一	694-6906	神明、藍生、東光、馬道南、馬道、辻、大北村、東光団地、原淵
岩瀬 達夫	694-4590	川西(1)、川西(2)、横関団地、青木団地
上原 千代子	090-6282-5886	川東(1)、川東(2)、八坂団地
樋口 俊博	694-3385	椎本西、椎本中、椎本東、椎本南、椎本北、椎本野神、椎本野神南、椎本団地、椎本坂東、椎本501、サンパーク
竹内 功	694-3562	北高瀬、古町、瀬部、元原、元原2
豊川 賢	694-3528	柚木南東、柚木南西、柚木団地、柚木石橋、柚木東団地、仁界、中須賀、鍛冶屋原南団地、天王、石橋ノ上、泓ノ上、神宅、ファミリースポーツ
佐野 茂文	694-5207	柚木北東、柚木北西
廣瀬 寿美恵	694-2367	栗ノ木南、栗ノ木北東、栗ノ木北西
鳥羽 秀明	694-2014	中東(1)、中東(2)、セリエタウン
安藝 和子	694-5545	中西東、中西西、桃の里、居屋敷東
川城 誠一	694-3627	東原西、天神前、青谷、引野前坂口
影山 充央	694-2633	東原東、東原東2、桜ヶ丘、引野サントウン、出口
三宅 素子	694-2586	門田、三条、熊ノ庄
坂本 明召	694-3882	山田、山田南、原、北
富岡 修	694-2856	南瀬部、北瀬部、鳥屋、瀬部サントウン、檜山
稲井 正巳	694-3076	西井内北、西井内南、中井内、東井内、東井内(2)
野田 祐美	694-2786	古田南、古田北、新田北、新東、新田中、新田中第2、新田西、新田東、新田東(2)
武市 喜仁	694-4056	高磯、高磯東、高磯南西、上六條
多田 直美	694-4162	下六條西、下六條中、下六條東
佐藤 和弘	694-3205	佐藤塚西、佐藤塚西(2)、佐藤塚南、佐藤塚東中・東中新、第十新田、第十団地

氏名	電話番号	担当地区
板東 孝子	694-6535	民生委員・児童委員のうち、つぎの2名が主任児童委員として活動しています。主任児童委員は、担当地区をもたず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。
上原 明子	694-3356	

● お問い合わせ ● 上板町役場 民生児童課 ☎088-694-6811

## 各種相談

### くらしの保険相談

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

年金／健康保険／失業保険  
労災保険交通事故／生命保険  
住宅ローン

#### ●日時

令和6年5月28日(火)  
午後1時30分から

#### ●場所

馬道会館  
☎088(694)4868  
上板町西分字原18-2

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

### 人権相談

上板町では法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が、特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令和6年5月は次のとおり予定しています。

## 各種相談

## お知らせ

#### ●開催場所

上板町中央公民館  
(役場2階) 第1会議室

#### ●開催日時

令和6年5月16日(木)  
令和6年5月31日(金)  
午後1時30分～午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方事務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付けております。

#### ●人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室  
☎088(664)3701  
徳島市東沖洲2-14

沖洲マリントーミナルビル内  
あいぽーと徳島

#### ●徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課  
徳島市徳島町城内6番地6  
徳島合同庁舎6階

相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

#### ●電話による相談

●みんなの人権110番  
全国共通ダイヤル  
0570(003)110

※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

#### ●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル  
0120(007)110

●女性の人権ホットライン  
全国共通ダイヤル

0570(070)810  
※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

#### ●お問い合わせ

上板町役場 住民人権課  
☎088(694)6809

### 一日行政相談所

#### 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。  
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

#### ●開設日

令和6年5月15日(水)

#### ●開設時間

午後1時30分～午後3時30分

#### ●開設場所

上板町老人福祉センター

#### ●お問い合わせ

上板町役場 総務課  
☎088(694)6801



## お知らせ

### 上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

#### 「点検させて」は口実です！

給湯器や屋根修理、水まわりなどの無料点検と言って自宅を訪れ、嘘や大げさに言われてその場で交換や修理の契約をしてしまった、と言った点検商法がまた増加傾向にあります。

#### ●注意点

- ・電話や訪問で点検を持ちかける業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ・ひとりで対応しないようにしましょう。
- ・その場では契約せずに、十分に比較・検討しましょう。
- ・キャンペーンや期間限定に即決しないでください。
- ・クリーニングオフができる場合があります。

特に昼間自宅にいる時間が長い方はご注意ください。  
いきなり自宅に訪問して(どんな商品でも)勧誘することは認められていません。  
「いらない、帰ってください」「とはっきり断りましょう。」  
点検に来ても相手にしないの

が一番ですが、もし契約してしまっても諦めずに左記までご連絡ください。

#### ●上板町消費生活相談窓口

☎088(694)6816  
秘密厳守・相談無料

受付 平日9時～12時 13時～16時30分(土・日・祝・年末年始を除く)

### 成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。  
また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

#### ●日時

令和6年6月4日(火)  
午後1時～3時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

#### ●場所

上板町中央公民館(上板町役場2階) 第1会議室

#### ●お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター  
徳島県支部徳島県行政書士会内

☎088(679)4440

# いざという時避難する場所をご存じですか？

## 上板町指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	異常な現象の種類			
		洪水	土砂災害	内水氾濫	地震
上板町役場	上板町七條字経塚42番地	○	○	○	○
上板町農村環境改善センター	上板町七條字経塚42番地	○	○	○	○
上板中学校（体育館）	上板町神宅字西金屋44番地	○	○	○	○
神宅小学校（体育館）	上板町神宅字喜来135番地	○	○	○	○
東光小学校（体育館）	上板町西分字東光8番地	/	○	○	○
松島小学校（体育館）	上板町鍛冶屋原字北原20番地	○	○	○	○
高志小学校（体育館）	上板町高瀬字天目一1108番地	/	○	○	○
上板町文化センター	上板町神宅字青木10番地1	○	○	○	○
上板町文化センター 第1分館	上板町西分字滝ノ宮西26番地1	○	○	○	○
上板町馬道会館	上板町西分字原淵18番地2	/	○	○	○
上板町ファミリースポーツ公園	上板町七條字天王7番地	/	○	○	○
老人保健施設 健祥会ハート	上板町下六條字中西50番地1	○	○	○	○
社会医療法人あいざと会 藍里病院（グラウンド）	上板町佐藤塚字東288番地3	/	○	○	○

※東光小学校（体育館）、高志小学校（体育館）、上板町馬道会館、上板町ファミリースポーツ公園、社会医療法人あいざと会 藍里病院（グラウンド）は、洪水の指定緊急避難場所ではありません。

指定緊急避難場所と  
指定避難所ってどう違うの？



指定緊急避難場所は災害から命を守るために緊急的に非難する場所。  
指定避難所は災害発生後に避難してきた被災者が一定期間生活をする施設です。



### ○指定緊急避難場所

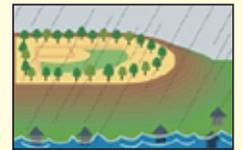
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定が行われる。

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物



対象とする災害の危険が及ばない、グラウンド・駐車場

また、現地の家屋や道路などの被害は大きく、避難所ではまだ多くの方が生活されています。避難所の運営は、地区長や地域をよく知る方を中心に避難者自らが行っており、自助・共助の重要性を改めて感じるとともに、復興に向けて明るく前向きに進む姿に感銘を受けました。

上板町においても、南海トラフ地震や中央構造線地震、豪雨災害、河川の氾濫などの大規模災害が発生する可能性は十分あるため、住民と職員一人一人が防災意識を持ち、他人事と思わないことが大切であると思えます。

最後になりましたが、被災地の1日でも早い復興を願っています。

私は、門前総合支所において、被災のあった建物の被害程度を証明する罹災（被災）証明書の発行業務を担当しました。業務の中で、住家が損壊し避難所生活をされている方や、被害の判定結果が自身の思いとは違った方などもおられ、被災者の方々の心情に寄り添った対応が必要でありました。

このたび、3月18日から3月24日の間、石川県輪島市門前町において、能登半島地震被災地支援に従事しました。

建設課 主事  
李 保 幸 輝

# 令和6年能登半島地震

## 災害派遣報告



# 災害は突然に

「自分の命を自分で守る」ために、最新の防災情報を入手し、適切な避難行動をとることが大事です。



地震や台風などの災害時に  
県公式LINE、すだちくんメール  
などで最新情報を発信中!!

「県公式LINE」や「すだちくんメール」など  
徳島県の各種情報ツールに  
今すぐ登録を!



## 県公式LINE LINEで防災情報を 発信中!

「気象警報」や「避難指示」などの防災情報を  
プッシュ型で配信します。

### 設定方法

- 1の防災情報をタップ。
- 2の受信設定(防災)で、受信したい地域(市町村)の防災情報を登録。



●下記のQRコードから「友だち」追加をお願いします。

徳島県公式ラインアカウントQRコード  
<https://page.line.me/803tuwov>



### 配信内容

※すだちくんメールによる送信内容に準拠。

- ・避難情報  
高齢者等避難、避難指示
- ・気象情報  
地震速報、津波速報、  
顕著な大雨に関する情報
- ・気象警報  
大雨注意報を含む
- ・土砂災害警戒情報
- ・高潮特別警戒水位情報
- ・河川水位警戒情報

災害時に  
情報は  
大事です!



「防災情報」以外にも「県政情報」や「イベントのお知らせ」などを随時配信。メールマガジン「とくめる」や広報誌「OUR徳島」もお届けします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## 徳島県災害時の安否確認サービス すだちくんメール

- 震度5強以上の地震発生時、自動的に安否確認メールを発信。
- 携帯電話・パソコン等から安否入力・確認が可能です。
- 気象警報、地震情報、津波情報を配信します。

¥0

- 無料で登録・利用できます。(通信料は別途必要)
- グループの登録者同士で安否情報を共有できます。



- インターネット接続可能な端末ならどれでも利用可能です。
- 日常的に利用できる機能が充実しています。  
(タイムライン/メッセージ/一斉メール等)

### 登録方法

すだちくんメールの利用には登録が必要です。  
下記のQRコードをスマホ等で読み込み「新規登録」から登録をお願いします。

「すだちくんメール」トップページ  
<https://s.ourtokushima.jp>

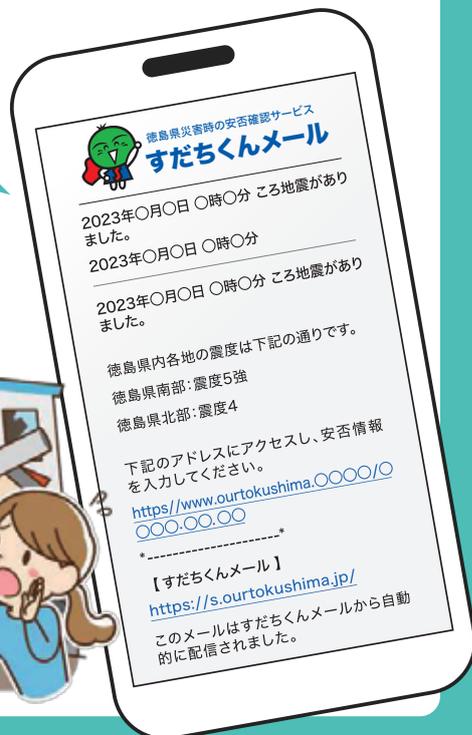


## 大地震が起きたら、あなたの大切な人はどこにいますか？

家族、友人、社員等の安全を携帯端末、パソコン等から確認できる災害時の安否確認システムです。

### 安否確認メール

(配信イメージ画像)



## 徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま

防災情報マップでは、お近くの避難所の情報や、災害時に開設している避難所、道路通行規制の情報を確認できます。

### 水防情報

気象情報や水防情報、ライフラインの状況など、関係機関が発信する防災情報にアクセスできるリンクも掲載しています。



徳島県防災・危機管理情報「安心とくしま」  
<https://anshin.pref.tokushima.jp>



### 防災情報マップ



「安心とくしま」の防災情報は  
X (旧 Twitter) から発信しています。



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

Happy Birthday!

お誕生おめでとう

(令和6年3月)

公門直人 美緒 燈李 男の子(神宅)

多田耕一郎 李枝 充希 女の子(神宅)

近藤広崇 里奈 廉 男の子(佐藤塚)



●お問い合わせ● 上板町役場 住民人権課 ☎088-694-6809

## 令和6年度 町税及び保険料の納付期限についてお知らせします

令和6年度の納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付にご協力をお願いいたします。

	軽自動車税(種別割)	自動車税
5月	5月31日(1期)	5月31日(1期)
上板町役場 税務課 ☎088-694-6807		

## 学校給食センター 上板町がいっぱい冬野菜シチュー

年間をととして、JA板野郡にご協力いただいておりますが、冬場はとくにいろいろな冬野菜を取り入れています。1月25日は、ブロッコリーやカリフラワー、かぶなどの上板町産冬野菜を使ったシチューでした。寒いからこそ甘みを蓄える冬野菜をおいしくいただきました。

食べ物だけでなく、冬が寒ければ寒いほど、春がより暖かく幸せに感じられるのだと思います。地球を取り巻く自然環境が取り沙汰されている今の時代、学校給食でもSDGsに取り組んでいきたいと考えています。今が便利に快適に終わればいいのではなく、これから育っていく子どもたちによりよい環境を残せますように。



●お問い合わせ● 上板町学校給食センター ☎088-694-2279

## 情報公開・個人情報開示の実施状況

上板町情報公開条例第28条及び上板町個人情報保護条例第5条の規定により、令和5年度における情報公開実施状況及び個人情報保護制度運用状況について、次のとおり公表します。

### 情報公開実施状況

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	拒否
町長	3件	2件	1件	0件	0件
合計	3件	2件	1件	0件	0件

### 個人情報開示請求の状況

	請求件数	開示	部分開示	不開示
合計	0件	0件	0件	0件

●お問い合わせ● 上板町役場 総務課 ☎088-694-6801

## 上板町会計年度任用職員を募集します

### 募集職種

調理師(さくら保育所内) 2名

■資格 応募する職種に必要な資格・免許及び運転免許を有する者等

※登録に際し、年齢要件はありません。

●お問い合わせ●

さくら保育所 ☎088-694-8180

### 勤務日数及び時間

原則1日7時間30分(休憩60分)、週5日間、計37時間30分以内の勤務、休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

### 基本的な勤務条件

報酬:月額で支給します。

期末手当、通勤に係る費用等:一定の条件を満たす場合は支給対象となります。

社会保険等:任用期間や勤務時間等の一定の条件を満たす場合、市町村共済組合及び学校共済組合への加入・厚生年金保険・雇用保険・公務災害(勤務場所により労災保険)の適用があります。